

平成31年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成31年3月22日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	東郷 克己	2番	山崎 敦志
3番	長谷川崇朗	4番	橋 俊明
5番	坂口 重良	6番	岩井智恵子
7番	津村 俊二	8番	矢野 隆行
9番	田中 陽介	10番	稲垣 誠亮
11番	山本 剛	12番	鈴木 市朗
13番	工藤 義明	14番	野並 享子
15番	東郷 正明	16番	北村五十鈴
17番	荒川 泰宏	18番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

## 議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第3号から議第14号まで、議第22号及び議第24号から議第41号まで並びに請願第1号  
(平成31年度野洲市一般会計予算 他31件)  
各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決
- 第3 委員会の閉会中の継続審査

## 追加議事日程

- 第1 議第45号から議第49号まで  
(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第13号) 他4件)  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第2 意見書第1号から意見書第6号まで  
(根底が崩れた消費税増税は中止することを求める意見書(案)  
他5件)  
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

## 議事の経過

(再開)

○議長(橋 俊明君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議において、報道機関から写真撮影の申し出があり、本職が許可をいたしましたので、あらかじめ報告させていただきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、2月27日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長（橋 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第1番、東郷克己議員、第2番、山崎敦志議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（橋 俊明君） 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第3号から議第14号まで、議第22号及び議第24号から議第41号まで並びに請願第1号（成31年度野洲市一般会計予算）他31件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

去る3月6日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第22号野洲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について審査いたしました。

特段の質疑はなく、採決の結果、議第22号野洲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第24号野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例について審査いたしました。委員から、「管理者の給料は月額70万円を超えないということだが、管理者は市長か」との質疑に対し、「この条例は7月1日からとなるので、管理者は病院長と置いていただければよい」との答弁がありました。

採決の結果、議第24号野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第25号野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

特段の質疑はなく、採決の結果、議第25号野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第26号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

について審査いたしました。委員より「わかるように説明を求める」との質疑に対して、「一般の企業には労基法があるが、公務員の場合時間外の上限がなかった。それぞれの市町の決めることになり、今回条例を改正し規則で定めることが出来るようにする」との答弁がありました。

採決の結果、議第26号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第27号野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。委員より「学校教育法以外の教育施設とは、具体的に何なのか」との質疑に対して、「具体的には、防衛大学、警察大学、税務大学などで、そういった学校教育法以外での設置大学にいく場合が該当する」と答弁がありました。

採決の結果、議第27号野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第34号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について審査いたしました。委員より、「固定資産税の軽減でどれだけの影響額があったのか」との質疑に対して、「対象となった2社合計で、約2億円の固定資産税を課税免除したが、この2社の法人税収は年間約6,800万円伸びている。また、従業員も約1,000人増加している」との答弁がありました。

採決の結果、議第34号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第35号損害賠償の額を定めることについてから議第37号損害賠償の額を定めることについてまでの3件を一括審査しました。委員より、「今回の件で4人のうち1名がまだ応じてもらえないのは、何か背景があるのか」との質疑に対して、「対個人に対する協議であり詳しい内容はお答えできない」との答弁がありました。

採決の結果、議第35号損害賠償の額を定めることについてから議第37号損害賠償の額を定めることについてまでの3件については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第39号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合同規約の変更について審査しました。

特段の質疑はなく、採決の結果、議第39号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第1号新税（都市計画税）導入の再考についてを審査いたしました。委員より、「請願の要旨にはいろいろなことが書かれているが、本当の中身は何なのか」との質疑に対して、紹介議員から「ほとんどの市民は都市計画税のことを知らない。もっと議論が必要。野洲市の場合、ふるさと納税で他の市町村に出しているのが1億円超えている。一方入ってくるのは360万円。また、税金の滞納も億単位である。市として努力と頑張りを示しながら市民に説明をすべき。都市計画税導入には反対しないが、タイミング的に好ましくない」、さらに、紹介議員から「署名に回られた方が、約100軒のうち99軒が都市計画税を知らないとのこと。早急過ぎる」との答弁がありました。

採決の結果請願第1号新税（都市計画税）導入の再考については、可否同数のため、委員長裁決により採択すべきものと決しました。

なお、本請願に関しては、条例が継続審査になっているということから、経過と結果の報告の請求はしないということに決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案と請願の審査結果の報告といたします。  
○議長（橋 俊明君） これより、総務常任委員会の委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

去る3月6日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第28号野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。質疑、委員間討議共にあ

りませんでした。

よって、議第28号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。委員からの「手数料について、金額の6,000円以内で管理者が定める額とあるが、これは何か具体的なものを想定され、決められているのか。その理由も問う」との質疑に対し、「生命保険用の診断書、死亡診断書等で、基本的には医師の人件費というのが積算の要素になると考えている。条例の規定は上限額を設定しており、今後事業管理者が金額等についても設定していきたいと考えている」との答弁がありました。

議第33号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第33号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（なかよし交流館）について審査いたしましたが、質疑、委員間討議共にありませんでした。

よって、議第38号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号野洲市教育振興基本計画第2期の中間見直しについてについて審査いたしました。委員からの「アクティブラーニングについて、もう少し詳しく教えてほしい」との質疑に対し、「アクティブラーニングとは、これまでは先生が教えて、それを子どもたちが学ぶという形だったが、子ども同士が話し合いをしながら、それぞれ意見を出し合い、自分たちが調べて学びを深めていくという形の学習である」との答弁がありました。また、委員からの「中学校部活動の指導に、学校が必要とする専門的な技術指導に優れた地域の人材を活用するとあるが、具体的に進行しているような、計画を立てているような実例はあるのか」との質疑に対し、「野洲市のバスケットボール協会に所属の方に、部活の外部指導員として協力いただいている実例がある」との答弁がありました。また、委員からの「文化部での計画はないのか、例えば茶道の分野で地域と連携した活動を展開できないか」との質疑に対し、「茶道に関する活動については、直接に指導者からそのような話を聞いており、文化部についても、今後、学校と指導者との話し合いを進めていけば、可能と考えている」との答弁がありました。

議第41号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第33号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果となりますが、当該議案の審査の他に、文教福祉常任委員会において閉会中の継続審査または調査に付すべき事件について委員間で協議を行いましたので、その結果についてもあわせて報告させていただきます。

まず、委員から文教福祉常任委員会における野洲市民病院整備事業における病院事業会計収支計画（シュミレーション）に関する所管事務調査についての提案があり、委員間で協議を行いました。委員間の協議においては、「今、本市では、重点施策である市民病院整備計画が進んでいるが、その中の収支計画については、専門性が強く求められ、内容を十分に理解することが難しい。純粹に、学習する時間、機会が必要だと考える」、また、「野洲市民病院整備事業特別委員会が設置されているので、その場で議論した方がいい」「野洲市民病院整備事業特別委員会で1時間、2時間説明を受けただけでその内容を理解することは難しい。やはり野洲市民病院整備事業を所管する文教福祉常任委員会において慎重に調査した方がいい」との意見が出されました。

委員間で慎重に協議した結果、文教福祉常任委員会における野洲市民病院整備事業における病院事業会計収支計画に関する所管事務調査については、採決の結果、賛成多数により、文教福祉常任委員会における調査の案件とすることに決しました。

次に、委員から文教福祉常任委員会における認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の実施の検討その他認知症施策一般に関する所管事務調査についての提案があり、委員間で協議を行いました。

委員間の協議においては、「認知症の人やそのご家族の心配の1つに徘徊がある。そこで、認知症施策の先進地の事例も含めて、文教福祉常任委員会において、認知症施策、条例等について詳しく調査したい」、また、「認知症に関して、法律制定の動きもあり、当然法案が仮に通れば、法律が制定される。重複するところは削って調査していくと理解していいか」「野洲市では、現在、キャラバンメイトの高齢化により、十分に活躍できない現実がある。地域でサポーターがどのように活躍できるかというのも考えた方がいい」との意見が出されました。

委員間で慎重に協議した結果、文教福祉常任委員会における認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の実施の検討その他認知症施策一般に関する所管事務調査については、採決の

結果、賛成多数により、文教福祉常任委員会における調査の案件とすることに決しました。

以上が文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果及び閉会中の継続審査または調査に付すべき事件に関する協議結果の報告といたします。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後 1 時 1 8 分 休憩）

（午後 1 時 1 8 分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（北村五十鈴君） すいません、訂正させていただきます。「議第41号では委員間討議はありませんでした」、その次になります。「慎重に審議した結果、議第33号については」と申しましたが、「議第41号については」に訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（橋 俊明君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、荒川泰宏議員。

○17番（荒川泰宏君） 第17番、荒川泰宏でございます。

去る3月6日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

本委員会では、はじめに、議第29号野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。委員から、「市街化調整区域で駐車場として使ってきたところは、今回の対象になるのか」との質疑に対し、「人口減少の抑制、地域コミュニティーの維持や、空家、空地等への対策の一助とするため、既存住宅を除却し更地になった場合でも、一定の要件を満たす人であれば、誰もが自己用住宅を建築できるよう、新たに許可基準を追加するものであり、もともと家が建っている、もしくは過去に10年以上、家が建っていた土地が対象となり、駐車場は対象にはならない」との答弁がありました。



以上、本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、委員間討議もなく、議第29号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について、関係課より詳細な説明を受け、審査いたしましたところ、質疑、委員間討議はありませんでした。

本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第30号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号野洲市公共下水道使用料条例等の一部を改正する条例について、関係課より詳細な説明を受け、審査いたしました。委員から、『消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額』に改正するとのことだが、この文章からは、今後、将来的にも消費税に準じて上げていくという条例になっていく。年金生活者が増えていく中で、自動的に上がることは賛同しかねる。予算上つくるときの考えを問う」との質疑に対し、「当初は率で調整したが、県内の各市町の消費税率の表記方法を確認の結果、率表記は少なく消費税相当額での表記に統一したものである」との答弁がありました。

以上、本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第31号については、委員間討議もなく、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号野洲市農業集落排水処理施設条例及び野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、関係課より詳細な説明を受け、審査いたしましたところ、質疑、委員間討議もなく、議第32号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号市道路線の認定及び廃止について、関係課より詳細な説明を受け、審査いたしましたところ、質疑、委員間討議もなく、議第40号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。  
○議長（橋 俊明君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

去る3月6日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月12日、13日、14日に各分科会を、また19日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第3号平成31年度野洲市一般会計予算、議第4号平成31年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第5号平成31年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第6号平成31年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第7号平成31年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第8号平成31年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第9号平成31年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第10号平成31年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第11号平成31年度野洲市土地取得特別会計予算、議第12号平成31年度野洲市水道事業会計予算、議第13号平成31年度野洲市下水道事業会計予算、議第14号平成31年度野洲市病院事業会計予算、以上、12議案を議題として、3月19日の予算常任委員会では、各分科会に分担しました平成31年度予算案が、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われた各分科会の会長、副会長より報告を受けました。

総務分科会副会長報告について、委員から、「総務費債権管理費で特定空家関係の積算基準は」との質疑に対し、「現在解体中の物件で、相続財産管理人に支払う手数料100万円、相続財産管理人を選任するための委託料30万円、その他数千円は事務費である」の説明がありました。また、「戸籍住民基本台帳管理費の自動交付機による証明書等の発行数の推移はどうか。また、マイナンバーカードの普及のためにどのような手法を考えているのか」という質疑に対し、「自動交付機による発行数は、年間約1万通である。内訳は、印鑑証明が6、住民票が4という割合である。また、マイナンバーカードの普及では、写真持参がネックになっているので、市民課が出向いて写真を撮らせていただきそこで申請書を受付することも考えている。具体的には、やすまる広場や確定申告時の会場であるコミセンなどを考えており、今後の普及に努めたい」との答弁の報告を受けました。

文教福祉分科会長報告では、第3款民生費において、「幼児教育と保育の無償化について、

無償化が適用される所得の基準はどのようになっているのか」との質疑に対し、「3歳から5歳までは全ての児童について無償化が適用され、0歳から2歳までは住民税非課税世帯に属する児童について無償化が適用される」との答弁があり、また、「幼児教育と保育の無償化について、無償化が適用される児童が幼稚園の預かり保育を利用した場合、その利用料については、無償化の対象となるのか」の質疑に対して、「保育の必要性が認められる場合において、保育料額が月額1万1,300円の範囲内で預かり保育の利用料についても無償化の対象となる」との答弁の報告を受けました。また、「市立病院整備推進事業費において、開院5年以内の黒字化という地方独立行政法人化の認可基準について、満たしていると考えているのか」との質疑に対して、「この件については、現収支計画の検証を評価委員会等で行うため、今の段階では答えられないが、基本的には満たしていると考えている」との答弁の報告を受けました。

第10款教育費では、委員から、「旧温水プールの解体撤去工事について、アスベストへの対応については、どのように考えているか」との質疑に対し、「解体撤去工事においては、アスベストの調査を実施する予定であり、当該調査に係る費用については、旧温水プール解体撤去工事設計委託業務の費用の中に組み込まれている」との答弁の報告を受けました。

議第14号平成31年度野洲市病院事業会計予算について、委員から、「工事請負費の債務負担行為について、限度額を80億円で設定しているが、当初に想定した工事費の金額が上るようなことも、ある程度は想定しているのか」との質疑に対し、「資材単価や労務単価が上っているという状況があるため、上昇の傾向はあると考えている」との答弁の報告を受けました。

環境経済建設分科会長報告では、「衛生費の守山野洲行政事務組合負担金について、5号炉、6号炉の整備に向かっているが、現在の稼働率はどうか」との質疑に対し、「平成30年度の1月までの火葬としては、守山市で472体、野洲市で347体、管外は68体、計887体の利用状況である」との答弁の報告を受けました。「土木費、事業名：道路維持工事費について、防災・減災で県が派遣して点検する市内334橋の内、新年度は65橋の予定だが、全体の進捗率はどうか。また、その中で補修、補強等の対策の必要性はどうか」との質疑に対し、「平成27年度から点検を行った市内に存在する2メートル以上の橋梁323橋については、平成31年度から再度、5年に一度の法定点検を行うことになり、新年度で予定する65橋については2巡目の点検となる。また、平成29年度の点検において修繕を必要とする『判定3』の橋梁が10橋あり、その内2橋の修繕は完了している

が、来年度以降、あとの8橋の修繕を予定している」との答弁の報告を受けました。

次に、予算常任委員会に付託を受けた関係予算について委員間の討議はありませんでした。

採決について、議第7号から議第13号までの7議案については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第3号から議第6号まで及び議第14号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（橋 俊明君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第3号から議第14号まで、議第22号及び議第24号から議第41号まで並びに請願第1号（平成31年度野洲市一般会計予算）他31件について、討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

まず、第3号につきまして、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 議第3号平成31年度野洲市一般会計予算中、病院関連予算について、反対の立場で討論いたします。

先日、ある会合で年配女性に声をかけられました。「北村さん、私たち、病院賛成派の中で、あんたは悪者やで、病院要らんの。何で反対するの」。私は、「病院は反対していませんよ。事業費が膨らんで、野洲市の財政を心配しています」。そこから丁寧にお話ししましたが、女性の最後の言葉はやっぱりこうでした。「私たちはお金のことなんてどうでもいい。大丈夫って市長言ってるし、病院欲しいだけ」。これが賛成派の多くのご理解だと思いません。

2010年から始まったこの事業構想、最初は純粹に地域医療を守らないと野洲市から中核医療をなくしてはいけない、そうだったはずですが、でも、いつから市は間違いかけたのか。有識者と共に市長が進めてきた事業です。でも、今から思えば、経営の専門家はいたのでしょうか。何度も変わったコンサルも、所詮成功事例をコピーするだけでした。医療

関係者の意見を取り入れるたびに病院の規模は膨らみ、予算は増え、収支計画はたびたび見直され、医療と経営はどんどん離れていきました。また、南口駅前構想も医療とまちづくりが同じ道をたどりかけて離れていったのです。

当初、「野洲市の一等地、野洲の玄関口に病院なんて」と、地元を中心に反対の声が多い中、「駅前の活性化は必要、まちづくりを皆で考えよう」と、環境デザイン専門の松岡教授に市民の思いが託されました。松岡先生が学生と共につくり上げていただいた駅前のランドデザインは、実にすばらしいものでした。私は商業施設士として30年近くその専門の世界で働いてきましたが、官民合体の今までにはない本当の意味のコンパクトシティでした。大きなテーマはにぎわい、その松岡プランを何度も開催された市民とのワークショップの中で市も丁寧に説明を重ね、「こんな駅前になるのなら」と、反対の市民も納得して下さいました。

しかしどうでしょう。当初、計画では、建築予算は約60億だったのが、今では約90億、それに、駅からのディテール、通路や商業施設、芝生広場、そこで遊ぶ子どもたち、ミニライブやマルシェ、お茶を楽しむお店、オーガニックのレストラン、どんな年代の市民も集える野洲市の庭は今は跡形もありません。病院は何度も否決されたからURが撤退したのではなく、病院がコアな駅前に魅力がなく、商業施設としての市場がないと判断したからです。

病院で生まれる駅前のにぎわいなど本物ではありません。それが今回の予算ではっきりしました。5度目の見直された収支計画、そしてその改善のために貸し付けの7億が返さなくていい出資金に変わり、医療機器も6年目まで制約されました。市長が何度も過去の野洲病院貸し付け9億は甘かったと議員を責めるなら、今、市が7億出資しようとしていることも同じです。しかし、そこまでしても4年目の黒字はたった8万2,000円、それも単年度で翌年からはまた赤字です。

しかしこの現実も市民には伝わってはいません。「財政は大丈夫、問題はありません」、市長の言葉や広報の記事は重たいのです。市長を信じて行政は間違わない、そんな市民感覚は間違いなくあります。それに、市民病院を持つ者の課題の一番、ドクターの確保についても、市長は「駅前だし、大学とも太いパイプがあるから大丈夫」と言ってこられました。しかし、先日からドクター探しに市長自らが昼夜奔走していることを熱く答弁しておられましたが、それは民間なら反対です。そこまでしないとドクターが集まらないのか、ため息が聞こえそうです。あげくに、非常勤医師に頼らないと回らない運営。

私はここ2年、続いて入院経験から、現場のドクターから「医療事故には必ず理由がある。それはほとんどが人材不足からですよ」という現場の声も聞きました。今のドクター確保数からすれば、ベッド数は130床ぐらいだと思います。それに、今から思えば、27年1月、最初に市が出したシミュレーション、20年目の黒字が正解であったように思います。当時市長は市と県とのいろんなつながりに異議を唱えておられましたが、作成した方の名誉にかけて言えます。あのシミュレーションを尊重すべきでした。それよりも今回のシミュレーションが一番最悪です。果たして独立行政法人どころか、7月からの開設許可も下りるのでしょうか。

駅前はこの先、文化ホールの改装まで、約30年工事が続きます。地元住民は工事の騒音や煤塵の中、毎日の暮らし、生活が続くのです。そのご不便を我慢していただくのですから、市は当初の約束を守らないといけません。今では「野洲から地域医療をなくしてはいけない」、推進派のキャッチコピーがむなしくさえ聞こえます。2010の野洲病院からの提案を全てかなえることはできなくとも、民間のままどう支えていくのか、また、規模は縮小しても建物・設備をどう補助していくのか、野洲病院の健全経営を共にどう協働するのか、考える余地はまだあります。それに野洲市は、近隣に救急医療病院が幾つもあり、人口減少が必ず訪れる将来に向けて、医療も広域で捉え、また、中身も地域包括が中心になってくる今、199床の総合病院は時代錯誤だと思います。ましてや市民病院が、市民病院開設があるから野洲病院が現在存続していると決め付けるのは、あまりにも手前勝手に野洲病院にも失礼です。

市はいまだに管理者も事務部長も決めず、あと3カ月しかない現状をしっかりと受けとめるべきです。ころころ変わる事業収支計画、民間ならどの金融機関も融資はしないでしょう。赤字が続けば繰出金は一般会計を切迫していき、福祉・教育のサービスが必然的に下がり、もしくは増税が待ち受けます。市長から「車は乗ってみないとわからない。病院も始めてみないとわからない」、そんな言葉が出ること自体は、それはもう末期状態です。

市が裁判を抱え、500万もの税金を弁護士費用に投入されることになった事実を市長は真摯に受けとめるべきです。原告は、当時市長が任命した野洲市の代表監査委員です。経営の専門家です。他の原告にも、元議員がおられます。市長は忘れておられると思いますが、自分に逆らう者に対して市長がとってこられた態度、いつも相手をこばかにして排除し、人格さえ否定してきました。ご自分が招いた結果が提訴の根源にあり、市長は耳の痛いことを言う人間は私も含めて全てにおいてノーでした。そんな市長のゆがんだ態度の

積み重ねが皆の心をバラバラにしていったのです。

政治は一部妥協です。考えの違いを排除ではなく会話で進め、お互いを認め合っていたら、もうどこかにきっと病院は建っていたことでしょう。10年もかかっている事業、民間なら、とうに却下されています。どこに無理があったのか、進めなかったのかは、反対した議員のせいではありません。半分は市長の妥協のなさとうまくいかないことを人のせいにするその考え方です。前政権をことごとくけなし、悪口を聞くたび悲しくなりました。言論の府において、もう少し整った言葉を使うべきです。この先、市長も職員も私たち議員もかわり、いなくなります。だから、民間と違って責任は誰もとらなくていい、このシステムが野洲を病気にしているのです。

議員の皆さん、賛成議員を推進派と呼ぶのなら、私たち反対議員は慎重派です。同じなのはどちらも市民の幸せを切に願っていること。ただ、私たちには大きな決断をする時代に議員をしています。未来の野洲は私たちにかかっています。私たちの議決には、大きな責任もあります。責任は市だけにあるのではなく、半分は二元代表制の私たち議会にもあります。このまま絶対、決して、この提案のまま、病院事業の扉を開けてはいけません。扉の向こうにバラ色の医療はありません。医療のためとはいえ、病院事業は公共施設事業ではなく、営利を目的とした利潤を求めるビジネスであることを忘れてはいけません。職員にも慣れない、しなくてもいい苦勞と負担をかけ、他の会計を縮小してまで病院事業に税金をこれ以上投入するのは間違いです。どうか立ちどまる勇気を持って野洲市の身の丈に合った地域医療を皆で共にもう一度議論して考えましょう。そのためにも、今回の病院関連予算に断固として反対します。

○議長（橋 俊明君） 第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 議第3号平成31年度野洲市一般会計予算について、賛成の立場から意見を述べます。

平成31年度野洲市一般会計予算は総額が235億円で、前年比では34億2,500万円の増額となっています。このことについては市長の施政方針にもありましたように、「野洲の元気と安心を伸ばす」取り組みを進め、本市が直面する課題を着実に解決していくため、過去最大規模となる積極的な予算として提案されたものです。

予算の内容を見てみますと、ハード事業では老朽化した中主小学校や野洲北中学校の改修と増築、コミセンしのはらの大規模改修、温水プールなどのクリーンセンターの余熱利用施設整備、篠原こどもの家の増築、コミュニティバス運行路線の拡大、災害対策として、

通信システムの整備、市営住宅の建て替え、大規模改修に向けた取り組みなどが提案されています。

また、ソフト事業では、夏の花火大会やオクトーバーフェストなど、まちのにぎわいや市民の交流の場を創出するための取り組み、LGBTなど、性的少数者に配慮した印鑑証明の性別表記をなくす取り組み、小中学校では、障がいのある子どもたちへの教育支援を行うための特別支援教育の充実に向けた体制整備、不登校や生活困窮者といった環境に置かれている子どもたちの問題解決に向けたスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーの配置、高齢者の地域での生活を支えるための生活支援体制整備事業、自立相談支援など、生活困窮者対策への継続した取り組み、市政運営やまちづくりの総合的な指針となる次期総合計画や都市計画マスタープランの作成などが提案されています。そして、多くの市民や医師会等の大きな期待に支えられて、その必要性が熟議され、十分な透明性や正当性を確保しつつ進められている市民病院整備事業関連では、いよいよ、7月、市立病院の開院と、その後の運用に向けて一般会計において、確保すべき経費が特別委員会などで将来の見通しを示す提案がされています。

このように、子どもから高齢者に至るまで、老若男女全ての市民を対象として、市民の安全と安心を確保し、野洲の元気を伸ばしていくために必要な近々の課題への対応や拡充すべき事業あるいは継続的に切れ目なく取り組むべき事業を幅広く網羅しておられ、積極的に予算化されているものと大いに評価するものです。

言うまでもなく、一般会計、子どもや貧困、高齢者対策などの福祉の取り組み、学校教育や生涯学習などの教育への取り組み、里山、琵琶湖の環境といった環境対策、昨今、自然災害が頻発する中での防災対策、特に道路、河川などの都市基盤整備など、市民の生活に直結するさまざまな分野について問題解決に向けた取り組みや充実・発展に向けた取り組み、あるいは継続して安定的にサービスを提供していくための取り組みを推進するための野洲市の予算、根幹を成す会計であり、今回の予算全体を見回しても、市民にとって本当に必要な事業や近々の課題に対するため事業などを手堅くまとめられたむだのない予算であると思います。

最後になりましたが、平成31年度においても、適正かつ円滑な予算執行により、市民の安全・安心、そして元気を伸ばし、野洲が幸せを感じられるまちづくりを鋭意進められることをご期待申し上げます。

議第3号平成31年度野洲市一般会計予算について、賛成の討論といたします。



○議長（橋 俊明君） 第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 議第3号平成31年度野洲市一般会計予算について、賛成討論を行います。

平成31年度一般会計予算は235億円で、前年度に比べ34億2,000万円の増であり、17.1%増の予算となっています。大きくは投資的経費で、長年の要望でありました中主小学校や北中の増築と大規模改修に11億5,000万円、また、温水プール等の建設のため、余熱利用施設に11億3,000万円、また、市民が切実に願っている病院建設について、7月1日から民間の野洲病院を市立病院にするために、病院事業会計出資金として、6億6,300万円の増、また、循環バスは2路線増やし、より便利に改善がされました。また、篠原学童保育所の増設やさくら墓園公園に合葬式施設整備予算も計上されています。このように、来年の予算は、市民の願いである教育施設の充実や市民の健康と暮らしを守るための予算など、限られた財政の中でやりくりされたものであることを評価いたします。

しかし一方、高い国保税は据え置かれ、また、水道使用料や下水道使用料が10月から2%の引上げであり、今議会では都市計画税導入などなど、市民に負担と犠牲を押し付けようとしています。また、医療費無料化の拡大も、請願が採択されたにもかかわらず、実施への動きがありません。代表質問で数々の提案をしましたが、優先度が低いと却下されています。今政府は消費税増税を10月から実施しようとしています。市長は消費税の引き上げを認め、使い方の問題と発言されました。しかし、現政府は、法人税の引き下げやアメリカからの兵器の爆買いなど、国民生活を顧みない政治を続けています。このような国民いじめの政治のもと、地方自治体が防波堤の役目を果たすことを強く求め、賛成討論といたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、議第4号、5号及び第6号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議第4号平成31年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について反対討論をします。

国民健康保険税は、県下の中でも高い水準にあり、払いたくても払えない高い保険料は、市民の大きな負担となっています。社会保障制度が崩されていく中で、暮らしがますます大変、負担軽減のために国保税の引き下げを求めてきたが、過去に法定外繰り入れも廃止したことは、国民健康保険が国民皆保険制度や社会保障制度という趣旨に反しています。

野洲市は、全国に先駆けて生活困窮施策を行っているが、その一方で、県下の中でも高い国保税は生活困窮者を生み出してしまいかねず、法定外繰り入れを行い、生活者の視点に立った施策が求められます。国民健康保険事業財政基金の残高も、昨年の2億9,252万7,000円から、4億53万1,000円となりました。本年度は、広域化となって2年目であり、本市の国保税は激変を緩和するために、財政基金からの繰り入れで3年間は国民健康保険税を引き上げないとしているが、依然として県下の中で高い保険税となっています。それどころか、財政基金調整基金は、激変緩和のため基金取り崩しを行っても3億円を超えており、増え続けています。これまで引き下げを何度も求めてきたが、基金の取り崩しのため必要として、引き下げは行われませんでした。改めて1人1万円の引き下げを求めます。

これまで取り崩しが必要と言われ、基金をため込んでこられたが、基金が増えてきた状況からすれば、市民からすると、保険税のとり過ぎともとられかねず、社会保障制度である以上、基金を活用し、引き下げを行うべきです。国保税は協会けんぽと比較すれば、高い保険税となっています。野並議員の代表質問のときに、「2021年度には基金の還元も考えている」と言っていたいただきましたが、早い時期に検討していただきたくよう求めるものです。

国民健康保険税は、子どもがおぎゃーと生まれれば、所得のない赤ちゃんからも人頭税として子ども均等割が保険料に加算されることとなります。そのために、均等割の減額免除を求めてきたが、実施されませんでした。しかし、全国的には、子どもの均等割の減額・免除を行っている自治体が増えています。子どもが生まれると、税負担が増えて、子育て支援に逆行する制度は見直していくべきだと考えます。国民健康保険制度が社会保障制度である以上、被保険者の負担軽減を図られていくことが行政としての役割を果たすことであることを指摘しておきます。国庫負担を増やし、国保被保険者の負担軽減をしていくよう、国、県に求められることを強く要望し、議第4号の平成31年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算についての反対討論とします。

次に、議第5号平成31年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

後期高齢者医療で新たな資格証明は発行されていないものの、滞納者も存在しています。年金給付が減っていく中で、高齢者の暮らしは大変です。加入者の多くは負担の公平性の名のもと、これまで若いときに一生懸命働き、何らかの保険料、税を払ってこられた人た

ちです。一定の年齢に達すれば、納税から免除されると期待もされてきました。ところが、死ぬまで保険料を払わなければならないという冷たい制度をつくり、今日まで至っていません。その制度そのものの抜本的な見直しが必要です。

また、75歳以上の高齢者健康診査では、厚生労働省のガイドラインがこれまで生活習慣病の早期発見のための対応とされていたものが、その他の疾病をも含めた対応をとるために、長期入院患者などを除く高齢者のための健康診査を行うよう、平成30年12月に後期高齢者医療広域連合に通達が出されているにもかかわらず、滋賀県後期高齢者医療広域連合は生活習慣の文面を削除していません。健康診査で疾病を早期発見していくことが、ひいては高額医療費を抑制することにもつながり、元気な長寿社会を実現でき、介護などの家族への負担軽減にもなると考えることから、健康診査対象者の拡充者を強く求め、議第5号平成31年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算に対しての反対討論とします。

議第6号平成31年度野洲市介護保険事業特別会計について反対討論を行います。

2016年に安倍内閣が新三本の矢を打ち出し、そのうちの1本の矢は安心につながる社会保障ということでした。そして、2020年ごろまでには介護離職者ゼロを実現するとの目標を打ち出しました。本当にその目標を実現しようとするならば、介護保険制度をより充実させる方向で制度が改善されるべきです。しかし、言葉とは裏腹に、実際には、目標として掲げていることとは全く逆のことが進められてきました。これまで、要支援1、2と認定された人への支援の見直し、一定以上の所得を有する人への負担の引き上げ、特定入所者介護サービス要件の見直し、特別養護老人ホームへの入所対象者の見直しなどが行われてきました。その結果、本来受けられるサービスが受けられず、低い安価なサービスに回されているにもかかわらず、保険料は上昇してきました。平成31年度野洲市介護保険特別会計予算においても、安倍内閣が進める総合事業、地域支援事業を位置づけとして進められています。要支援と認定された人へのケアは非常に繊細であり、重度化を予防するためには大変重要な支援です。介護現場での事故も全国で今急増しています。総合事業の推進により、基準を緩和したサービスや住民全体による支援は予防給付の大切な根幹をなし崩しにしていきました。また、多くの介護者は、年金生活や無職の方々で高い保険料の負担が重く生活にのしかかっています。補正予算で基金積立が5,600万円あります。平成30年度の基金残高は1,396万円増えて、1億6,000万円になる予想です。3年ベースで保険料の算定がされましたけれども、これだけの基金は本当に必要なのか疑問です。基金を崩し、保険料の引き下げに使うべきです。また、国に対して、国庫

負担を求められるよう、強く要望します。国庫負担を増やし、保険料負担を低く抑えるべきです。

以上、介護給付者やその家族の生活を守る介護制度の充実を図られるよう、強く求めます。以上のことから、議第6号平成31年度野洲市介護保険事業特別会計予算の反対討論とします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 次に、議14号について、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、議第14号平成31年度野洲市病院事業会計予算について、反対の立場から討論いたします。

なお、本討論は病院事業の推進に対し抜本的な業務改善を願うことが要旨であります。なお、討論にあたっては、医師、看護師、病院事務職員、公認会計士の政策教授も得て行うものであります。

病院整備構想自体については、これまでの市議会のプロセスを考慮すれば、おおむね賛成であります。今後、現在予定を超える一般会計からの追加の繰入金、出資金を見込み、投資的経費一層の削減を見込めば、市の財政破綻を招くことなく病院運営の可能性はあると考えます。しかしながら、現在の進捗状況、計画を鑑みるに、慎重にならざるを得ない点が5点あり、市民に周知したいと思います。

1点目は、収支計画の収入における医業収益の期待見込み数値について、過大に計上されている可能性があります。

2点目は、本年7月に開院を迎えるにあたり、従前から市が公表していますが、御上会野洲病院と連携しながら整備計画を進めていたにもかかわらず、脆弱な常勤医師体制の編成、また、アルバイト医師が中核を担う運営となっています。この点に対する執行部の責任は大きく、結果を見るに、市の病院事業に対する当事者能力に不安要素が存在し、運営に致命傷となる可能性があります。

3点目は経営の要である病院事務部長が市役所内部からの抜擢になっています。この点については、現収支計画の数少ない可能性のさらなる低下を招く要因となると思います。

4点目は、病院事業会計の貸付金が、100%出資金に変更になっています。この点については、少なくとも長期貸付金の割合を一定でも残すべきであると考えます。

5点目は、実施設計業務委託について、競争入札を排除するにあたり、形式的な審査過程しか経ておらず、十分なリーガルチェックがなく、特命1者随意契約となっています。

また、それによる住民訴訟が発生し、係争中であります。事業規模からして、シビアな予測が必要で、誰が見ても納得できるシミュレーションが必要であり、最も重要なことは、市民のリスク同意であると考えます。現時点で想定されることを徹底して究明することが必要であると考えます。

市長と議員はチェック・アンド・バランスを保つ関係性なので、慎重論を唱えることは憂慮すべきことではなく、緊張感を生み、結果として行政執行の完成度の向上につながると思います。市民の不安が解消されるようお願いし、現時点において示されている進捗状況、計画には反対するものであります。

市民のための中核的医療の強化に対し、当職も一翼を担う決意をここに表明し、討論を終わりたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 第6番、岩井智恵子でございます。

議第14号平成31年度野洲市病院事業会計予算についての原案に対しまして、賛成の討論をいたします。

野洲市民病院整備事業につきましては、多くの市民及び医師会などの関係いたします団体の大きな期待に支えられているところでございます。この市民病院整備事業の内容に関しましては、病院整備の必要性及びその正当性が認められる事業で判断いたしております。また、その手続面におきましても、公開などにより十分な透明性が確保されていると評価しております。

先般の市民病院特別委員会では、今後のとるべき3つの選択肢、つまり、1つ目、事業の継続、2つ目、今年度事業は継続、次年度以降は行わず、市民病院整備事業は休止する、3つ目、訴訟の多用な負の影響を考慮し、速やかに事業を中止する、この3つの選択肢が検討され、医師会や野洲病院、その他関係者等に協議され、最終的に、事業を継続するという意向が示されたところであり、その決断に対しまして賛同するところであります。

こうしたことから、今回、平成31年度野洲市病院事業会計予算につきましては、賛成するものでございます。

○議長（橋 俊明君） 次に、議第31号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 議第31号野洲市公共下水道使用料条例等の一部を改正する条例について反対討論を行います。

今回の改正は、10月から消費税が10%になることを前提とした使用料の引き上げで

あります。国の方針により、地方自治体も従わなければならない状況は重々承知していません。しかし、市民の立場に立ったとき、国の方針だからといって服従したならば、地方自治体や地方議会の存在はありません。

消費税は30年前に導入されました。そのとき、3%で広く浅く、そして福祉の充実に使うと言われたのです。この30年間で浅くが、どんどん深くなり、福祉は充実どころか後退しています。この30年間の消費税は397兆円、法人税、法人住民税、法人事業税の減税が298億円であり、法人税の穴埋めとなっています。また、この間の所得税、住民税の減収が275兆円にもなり、消費税の導入には結局国民いじめだけであります。

介護保険料は3年ごとに引き上げられ、国保税も県単位になりましたが、約9%の引き上げが提示され、一方年金は毎年引き下げられている状況であります。労働者の実態も、実質賃金は8%増税後、年間10万円以上マイナスになったままの状況です。家庭消費も2人以上の世帯で2013年の増税前と比べて、年額25万円落ち込んだままであり、回復はしていません。ここに消費税を10%にすれば経済の6割を占める個人消費がさらに落ち込み、日本経済は大打撃を受けることは明らかであります。

低所得者への減税策を打ち出していますが、どれもこれも非難轟々であります。ポイント還元、プレミアム付商品券、幼児教育の無償化、複数税率などなどあります。増税は中止以外ありません。今からでも中止することはできます。

消費税の増税でなく、別の道があります。大儲けしている大企業、内部留保がどんどん増え続けている大企業に中小企業並みの税率にすれば、4兆円税収を確保することができます。また、1億円以上も株で大儲けしている方々に対し、株の取引に対する税率を欧米並みの25%の税率にすれば、1兆2,000億円の税収の確保ができます。合わせて5兆2,000億円です。消費税を8%から10%の引き上げによる税収が5兆円でありますから、すぐにでもできる改革であります。

今回の水道料金の引き上げ、これは先ほども言いましたように、市でどうすることもできないという状況でもあります。しかし、この消費税の増税で、水道料金の引き上げをするというのではなく、増税中止を求められることを提案し、反対討論といたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、請願第1号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

請願第1号新税（都市計画税）導入の再考について賛成討論をします。

この請願は、市が都市計画税を導入する理由、時期について、市民には早急過ぎて、告

知、説明、理解が行き届いていないため、丁寧な進め方を求め、再考してほしいとなっているのに、突飛に野洲市都市計画税条例案を出されました。市民懇談会も1月26日から2月3日の間、新税の導入のため行われましたが、説明期間としては非常に短期間での開催となっております。他にも、個別に説明会も行われましたが、市民の声は反対の声が多いと言わざるを得ません。しかも、市民懇談会開催から間もないこの2月定例議会で議決しようとするので、請願はこうした拙速な導入に再考を求めたものです。

私は今議会に提案されています都市計画税そのものにも問題があると考えます。そもそも都市基盤整備事業は全市的な課題です。これを特定の市民に課税し、その財源を求めることは許されません。それでなくても市街化地域は資産価値が高いことを理由にして固定資産税は市街化調整区域と比較して非常に高くなっています。にもかかわらず、都市計画税の導入は税金の二重どりと言わなければなりません。

本来、税は所得に応じて負担する、つまり、富裕層が応分の負担税を負担し、所得の低い人たちのために使えるようにすることが近代国家の税制のあり方です。しかし、都市計画税は市の都市計画事業について、特定の市民から税を徴収し、所得のない人にも課税がされます。本来の税制のあり方に反するものとなっています。また、都市計画税の導入は、固定資産の所有者だけに影響があるのではなく、賃貸住宅の方も家賃の値上げや物価の値上げなど、市民生活全体に大きく影響します。

加えて、現在、市民を取り巻く暮らしの実態は、実質賃金は下がる中、10月から消費税10%への増税がされようとしており、また、介護保険料をはじめ、社会保障費の相次ぐ負担増の中、都市計画税の導入となれば、市民の暮らしはますます大変になり、市民生活は困難を余儀なくされます。

このように、都市計画税そのものに問題がありますが、請願では、都市計画税自体に反対ではありません。導入時期の再考をと書いてあります。また、市立病院事業と関連させて、財政上問題があるがごとの主張がされていますが、これらの主張については、都市計画税の導入に疑問を持つ多くの市民の思いを必ずしも反映する主張でないと考えます。また、市民病院と財政論をリンクさせていることについては、正確な主張でないことは率直に指摘しておかなければなりません。

以上、請願が主張している都市計画税そのものには反対でないことや、市民病院と財政をリンクさせていることについては指摘した上で、請願が求めています、拙速であり、丁寧な進め方や再考を市に求めていることにつきましては、総論として市民の願いを反映

されているものと考えます。

本来、自治体の役割は地方自治法2条の精神に立って市民の暮らしを守ることにあります。これに反し、本来の税制のあり方に反する都市計画税の導入は、この精神を否定し、市民へのさらなる負担増となり、二重、三重に市民生活を苦しめることになるものです。よって、多くの市民が署名された早急な都市計画税導入はすべきでないという本請願は採択されるべきものと考えますし、同時に、日本共産党野洲市議団は、改めて市に対しても、都市計画税導入は断念すべきであり、行わないことを強く求めながら、本請願の賛成討論とします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、議第3号から議第14号まで、議第22号及び議第24号から議第41号まで並びに請願第1号について、採決を行います。

まず、議第3号平成31年度野洲市一般会計予算について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第3号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第4号平成31年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号平成31年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について、採決いたします。



お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第6号平成31年度野洲市介護保険事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第7号平成31年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第8号平成31年度野洲市墓地公園事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第8号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第9号平成31年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第9号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第10号平成31年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第10号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第11号平成31年度野洲市土地取得特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第11号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第12号平成31年度野洲市水道事業会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第12号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第13号平成31年度野洲市下水道事業会計予算について、採決をいたします。  
お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第13号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第14号平成31年度野洲市病院事業会計予算について、採決いたします。  
お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第14号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第22号野洲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第22号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第24号野洲市病院事業管理者の給与に関する条例について、採決いたします。  
お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第24号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第25号野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する

条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 25 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 25 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 26 号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 26 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 26 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 27 号野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 27 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 28 号野洲市指定地域密着サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 28 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第29号野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第29号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第30号野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第30号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第31号野洲市公共下水道使用料条例等の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第31号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第32号野洲市農業集落排水処理施設条例及び野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第32号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第33号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第33号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第34号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第34号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第35号損害賠償の額を定めることについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第35号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第36号損害賠償の額を定めることについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第36号は、委員長の報告のとおり決すること

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第37号損害賠償の額を定めることについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第37号は、委員長の報告のとおり決すること  
とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第38号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(なかよし交流館)、  
採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第38号は、委員長の報告のとおり決すること  
とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第39号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び  
滋賀県市町村職員退職手当組合同規約の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第39号は、委員長の報告のとおり決すること  
とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第40号市道路線の認定及び廃止について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第40号は、委員長の報告のとおり決すること

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第41号野洲市教育振興基本計画第2期の中間見直しについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第41号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号新税(都市計画税)の再考について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。請願第1号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択すべきものと決しました。

(日程第3)

○議長(橋 俊明君) 日程第3、委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

総務常任委員会委員長から委員会において審査中の議第23号野洲市都市計画税条例について、委員会規則第24条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がございました。

継続審査を必要とする理由は本職から朗読いたします。

事件付託年月日。平成31年3月12日。議第23号野洲市都市計画税条例。理由。市民に対しての周知・説明・理解において十分に行き届いていない。2点目、市民が税導入の目的・効果をイメージできるよう周知を図った上で議決する必要がある。現時点での議決は今後のまちづくりにおいて支障を与える可能性があるという形で継続審査の申し出が



ございました。

これについて、総務常任委員会の流れを、経過を申し上げます。

委員から、「市が行った説明会の参加が少なく、理解が得られていないのではないか」という質疑に対しまして、「8回85名の参加で賛否両論があり、コミセンしのはらは参加者がゼロということで、議会や執行部に任せるという判断をされたのではないか。執行部として可能な限り説明はした」との答弁がございました。また、委員より、「都市計画税は目的税なので、ある意味市民が出資するような形になり、イメージできる説明をするのが大事。周知が足りない」という委員の意見もございました。また、委員より、「住民に対しての周知・説明・理解が不十分。皆が同じ思いでまちづくりを進めていくことが大切だと思うので、継続審議すべき」との動議が出されました。

採決の結果、動議は可否同数になりまして、委員長裁決により動議を成立しました。このような経過でございました。

このような経過等を考えていただきまして、これより本件について、採決をいたします。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本件は、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) 起立多数であります。よって、議第23号野洲市都市計画税条例については、総務常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審議とすることに決定をいたしました。

○議長(橋 俊明君) 追加日程第1、議第45号から議第49号について、平成30年度野洲市一般会計補正予算(第13号)他4件を一括議題とします。

事務局長が、議案を朗読いたします。

もとい、お諮りいたします。

議第45号から議第49号まで、意見書第1号から意見書第6号までについてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。よって、議第45号から議第49号まで、意見書第1号から意見書第6号についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(橋 俊明君) 追加日程第1、議第45号から議第49号について、平成30年度野洲市一般会計補正予算(第13号)他4件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

瀬川事務局長。

○議会事務局長(瀬川俊英君) それでは、朗読いたします。

議第45号平成30年度野洲市一般会計補正予算(第13号)他補正予算案件2件、議第48号財産の処分について他その他の案件1件。

以上です。

○議長(橋 俊明君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、本日、追加で提案いたします議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案といたしましては、補正予算3件、その他2件の合計5件を提案いたしますので、ご審議とご採決をよろしくお願いいたします。

まず、議第45号平成30年度野洲市一般会計補正予算(第13号)は、歳入歳出予算総額それぞれに14万4,000円を追加し、201億6,395万2,000円といたします。

補正の内容は、歳出では、固定資産税における住宅用地特例適用漏れに係る損害賠償の額を定めることについて、先に提案をいたしました議第35号から議第37号を、これにつきましてはただいまご採決をいただきました議案でございますが、これを執行するための財源として、不足する14万4,000円を、税務管理費の賠償金に追加いたします。

なお、これに対する歳入は、繰越金を同額追加計上しております。

議第46号平成30年度野洲市一般会計補正予算(第14号)は、繰越明許費を定めません。

国の補正予算による追加内示等で、先に補正予算を計上した、民生費の湖南地域重症心身障害者通所施設整備事業負担金や農林水産業費の経営体育成支援事業補助金など13事業については、年度内に完了しないことから、総額で2億7,124万円を翌年度に繰り越します。

議第47号平成31年度野洲市一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算総額それ

ぞれに599万3,000円を追加し、235億599万3,000円といたします。

補正の内容は、解体等の迅速な対応が必要となっている特定空家（美和コーポ）につきまして、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて、市が行政代執行により解体することを視野に、解体に係る実施設計委託料として599万3,000円を住宅対策事業費に追加します。

これに対する歳入は、行政代執行費として、空家の所有者に同額を請求いたします。

なお、本件については、本来上位法である建築基準法に基づいて、滋賀県が適切に対処すべきもので、平成22年には、県から空家の所有者に同法に基づく勧告がなされていますが、その後については、命令や代執行など、何ら具体的な対応がなされておられません。

本市からも滋賀県に対して再三対応を求めてきましたが、今日に至るまで明確な意思表示がされなかったため、市民の安全確保を最優先に考え、市による代執行を視野に含めて、緊急的に対応を進めてまいります。

議第48号、財産の処分についてご説明申し上げます。

本議案は、三上小中小路造成事業の完了に伴い当該事業用地を処分するものです。

処分する財産は、三上字西ノ川原及び三大神の計3筆、41,200.12平方メートルの土地で、オリベスト株式会社代表取締役、津村芳範に13億2,210万5,331円にて売却するものです。

三上小中小路工業団地造成事業は、国道8号野洲栗東バイパスの事業進捗のため、バイパス用地にかかるオリベスト株式会社の移設が必要であることから、平成28年より市が事業主体となって実施し、今年度に造成工事を完了いたしました。

平成31年3月15日に、オリベスト株式会社と土地売買仮契約の締結を行っており、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

なお、ただいまこの議案の説明の冒頭で、「三上小中小路造成事業」と言いましたが、「三上小中小路工業団地造成事業」でありますので訂正いたします。

以上、ご審議、ご採決、お願いをいたします。

失礼いたしました。それと、議第49号議事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）についてご説明申し上げます。

本議案は、平成30年6月28日に議決を得た、野洲市余熱利用施設整備運営事業契約について、本事業で解体予定の野洲市体育センターにおける建材等アスベスト含有分析調

査の結果、アスベストが検出され、解体工事時にアスベスト除去対策を講じる必要が生じたことから、契約の相手方である野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社との契約金額を、4,644万円追加し、25億6,982万3,761円に変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議決を求めるものです。

なお、アスベスト除去工事に1カ月半程度を要するため、余熱利用施設の開業予定日は、全工程を見直したうえで、改めてお知らせをさせていただきます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） これより、ただいま議題となっております議第45号から議第49号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第45号から議第49号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、議第45号から議第49号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第45号から議第49号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第45号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第13号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４５号は原案のとおり可決されました。

次に、議第４６号平成３０年度野洲市一般会計補正予算（第１４号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４６号は原案のとおり可決されました。

次に、議第４７号平成３１年度野洲市一般会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４７号は原案のとおり可決されました。

次に、議第４８号財産の処分については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４８号は原案のとおり可決されました。

次に、議第４９号事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第４９号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開を午後３時１５分といたします。

（午後２時５８分 休憩）

（午後３時１５分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（追加日程第２）

○議長（橋 俊明君） 追加日程第２、意見書第１号から意見書第６号まで、根底が崩れた消費税増税は中止することを求める意見書（案）他５件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第1号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。意見書についてまず私が最初に発言させていただきます。

意見書第1号根底が崩れた消費税増税は中止することを求める意見書（案）。

詳細につきましては皆さんの方に配付されております。私はできるだけ簡単に報告をさせていただきます。

既に皆さんご承知のように、この消費税に関しましては、マスコミ等で報道されていますように、当初安倍首相が言っていましたが、国民全体の生活が豊かになっているということを根拠にしてこの消費税増税ができるんだということを表明されました。しかしながら、それ以後、統計調査の不正、さらにはこの3カ月にわたる連続した景気の後退、こういったこと等が発表されました。これらによって当初消費税増税ができるといった根拠が根本から崩れたことが明らかになりました。

それらをもとにして、生活の実態、こういったことを考えた場合、この時期に消費税増税をすることには反対すべきだという発言をさせていただきます。これは全国でも「消費税増税を中止せよ」の声が上がっております。ぜひ今回のこの意見書につきまして、委員各位の賛同を得まして提出をお願いしたいということを発言させていただきます。

以上で終わらせていただきます。皆さん各位のご同意、よろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第2号について、1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、新誠会、東郷克己でございます。

児童虐待防止対策の充実を求める意見書（案）の趣旨を説明いたします。

皆様ご存知のように、千葉の痛ましい事件、あるいは昨年には東京でも同様の事件が起こっており、これらはその加害者の残虐性もさることながら、行政の対応等への批判も数多く出ており、野洲を含めたこの滋賀県の現状は大丈夫なのだろうかという視点に立って今議会を迎える前にいろいろと関係する部署等への聞き取りを進めてまいりました。その中で浮かび上がった現場の課題といったものを何とかしていただきたいということで意見書にまとめたものでございます。

1つには、法整備が追いついてないという現状がございます。2つ目の問題として、滋賀県は、例えば、例として、同規模の自治体であります奈良県に比べると、児童養護施設が奈良県は10カ所あるのに対し、滋賀県は4カ所しかないという極端に少ない状況がございます。また、一時保護という形で虐待をされている児童を保護している間に加害者で

ある保護者の指導なり助言なりをしていかねばならないんですけども、現場の先生方のお話を聞きますとこれが非常に難しいという声を数多く聞いております。また、家庭内暴力、いわゆるDVが虐待に発展するということもございますし、また、虐待を受けた児童が成長して大人になってから、今度は加害者になってしまうという縦の連鎖も指摘されておりますので、こうしたハード面、ソフト面の両面の対策を求める意見書となっております。

喫緊の課題でもございますので、議員各位のご賛同をよろしく願いして、趣旨説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第3号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

意見書第3号の加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書に対しての説明を行います。

加齢性難聴者は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっています。最近では、うつや認知症の危険因子になることも指摘されています。

この20日に行われた参議院での財政金融委員会で、我が党の大門実紀史議員が質問いたしました。それでは、厚労省の審議官は、補聴器を用いた聴覚障がい者の補正による認知機能低下予防効果検証のための研究を推進すると答弁されました。また、麻生財務大臣もやらなければならない必要な問題と考えていると、前向きな答弁をされました。

このようなことも、こういったことを求め、必要と考えておられるこの案件に対して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

議員各位の賛同をよろしく願います。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第4号について、8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）について説明させていただきます。

意見の趣旨は皆様のお手元のとおりでございますので概略をご説明させていただきますと、妊婦さんの方が外来診療につきましては通常よりも慎重な対応や胎児への配慮が必要であることから、診療に積極的でないお医者さんが多いということから、この妊婦加算というのが一度、30年度に創設されましたけれども、これが十分な説明がないまま進行さ

れまして、この妊婦加算につきまして、例えばですけれども、コンタクトレンズの処方など、妊婦でない患者と同様の診療を行う場合に、妊婦加算が設定された等々、いろんな不具合がありまして、一応妊婦加算に対しましては、厚労省の方で一旦これは凍結することになったわけございまして、しかし、お医者さんの中にはこういう妊婦加算をとりながら慎重に診療していただいたお医者様もおられることもありまして、そういった整理がないままにこういった状況がはさまになっておるところで、これからの妊婦さんに対する体制をしっかりと取っていただきたい、こういう思いで今回妊婦加算に対する健康管理と推進を求める意見書（案）といたしまして出させていただきます。

これは地方自治法の99条の規定によりまして意見書を提出するものでありまして、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げますところでございます。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第5号及び意見書第6号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第5号辺野古新基地建設工事の中止を求める意見書（案）について趣旨説明を行います。

皆さんもご存知のように、これは米軍の普天間基地にかわる新基地建設、名護市の辺野古につくるということで、それは地質調査でも報告書に出されていますように、水深30メートルの海底に40メートルものマヨネーズの軟弱地盤が広がっているということを3年間も隠してきました。これを地盤改良しようと思えば、最低でも完了までに13年、しかも、その建設費は、当初の10倍以上の2兆5,500億円に膨らむというふうな状況でもあります。そしてまた、この工事が国内で地盤改良の実績というのは、深さ65メートルという状況でありますし、実際の軟弱地盤は90メートルに達するということが言われていまして、今の技術的にも不可能ということも明らかになっています。

こういう状況の中でも、どんどん今、赤土やいろんなものが放り込まれておりまして、最近の新聞で、ジュゴンが死んでいるのが見つかったということで、3個体あるうちの1個体が、だから死んでいた。あと2個体がいったいどこを今、海を泳いでいるのかわからないので、これを調査する必要があるということも新聞で報道されていました。

弁護士会も5回も決議を上げていますし、何より2月24日投票の県民投票においては、71.7%、43万4,273人の方々が基地建設の埋め立て反対という、そういう意思表示を示しておられますので、この野洲市議会からもやっぱり中止を求める意見書を上げていくべきではないかと思えます。



議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

意見書第6号、学童保育の「従うべき基準」の参酌化に反対する意見書案についてであります。

これは今の学童保育の職員の配置とか資格など、「従うべき基準」というものを「参酌すべき」、参考にすべきということに変更しようとしています。これはいろいろと基準で本当にきっちりと全国統一的な基準を設けて質の高い安心して預けられる、そういう学童をとということをしているんですけども、これが崩されれば、学童保育の安全の質の低下を本当に避けられないと思います。そういう意味においても、やはり生活の場を保障していくという状況のことを確保していくために、「従うべき基準」を含めた省令基準、そして放課後児童クラブ運営指針に基づく運営、これをやはり全ての地方自治体で実施をして、そのためには、国が財政措置をきっちり講じるべきであると思います。

そういう意味で、国において緩和をしていくのではなく、「従うべき基準」は堅持をして、これをきっちりと守っていただく、そういう意見書ですので、ぜひ皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） これより、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第6号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第6号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書第1号から意見書第6号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第6号までについて、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

まず、意見書第1号について、第8番、矢野隆行議員。

○ 8 番（矢野隆行君） 第 8 番、矢野隆行でございます。

意見書第 1 号に対しまして反対討論をさせていただきます。根底が崩れた消費税増税は中止することを求める意見書（案）に対しまして反対討論をさせていただきます。

この消費税率は 2014 年 4 月に 8% に引き上げた後、2015 年 10 月には 10% に引き上げる予定であったわけでございます。しかし、増税が経済や生活などに与える影響を懸念しまして、政府は 2 度にわたり増税を見送ったところでもございます。これは現時点、今の 3 月時点ではありますけれども、消費税は 2019 年 10 月 1 日に 10% 引き上げる予定になっているわけでございます。

このことに対しまして、我々公明党といたしまして、1 つ目といたしまして、経済への影響を考えながら政策を実行することが必要である。例えば、具体策の 1 つといたしまして消費税収の使いみちを変更しまして、幼児教育の無償化や高等教育への支援などを実行していくこと、また、軽減税率が円滑に実施されるよう、中小事業者への支援策をしっかりと講じなければいけないという観点から申し述べしているところでございます。

さらに、消費税率引き上げによる駆け込み需要とその反動、現対策によりますと、消費が大きな変動を起こさないように幅広く政策を組み合わせることが必要であり、これら政策の方向性や組み合わせをよく検討していただき、政府に提言、最終的に政府与党でこれは決定していただきたいという思いでございます。

さらに、需要の平準化に向けました対策といたしまして政府が検討する住宅、さらには自動車の購入支援やキャッシュレス決済によるポイント還元、また、幅広い層に効果が及ぶようにするべきであるわけございまして、それでもカバーし切れないところに、所得の低い方を中心とした層にはプレミアム付商品券の検討もしていただきたいと申し述べしているところでございます。さらには、制度設計ではどのような方々を購入対象とし、割増分をどの程度にするかなどについて今総合的に検討していただいている途中でもございます。

我々は全世代型社会保障制度の構築という観点から軽減税率の実施で所得の少ない人に配慮しつつ消費税率を引き上げざるを得ないと考えているわけでございます。この税率引き上げが 2 度延長され、本当に引き上げるのかと思う人がいることから、安倍首相は引き上げの実施を明確にする必要があるわけございまして、今のところ 10 月 1 日に予定がされているわけでございます。そういった中によりまして、軽減税率実施につきましては、先ほど述べました中小事業者への支援、消費税率引き上げの 2 度延期で十分な対策に踏み

切れなかったが、今回実施が明確になるわけでございまして、こういった点を最大限支援して、中小事業者が混乱なく本年10月1日を迎えるよう努力してもらいたいという要望をしているところでございます。

さらには、先ほど述べましたように、この低所得者に対する軽減税率がポイント還元やプレミアム付商品券の党対策本部で今まとめたのを与党に申し述べしておりまして、こういった中ではございますけれども、これからの多彩な対策を立てながら、いわゆる少子高齢化に向けた社会保障対策を本当に真剣に真っ向から向かうべきときであるということを考えているわけでございまして、こういった観点から、根底が崩れた消費税増税は中止することを求める意見書（案）に対しまして反対討論といたしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 次に、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 根底が崩れた消費税増税は中止することを求める意見書に対する賛成の立場で討論を行います。

今、食料品の値上げが一斉に起こっています。この一因は、政府による値上げ化の仕掛けの文書の、今先ほど言われた駆け込み変動を起こさないようにという、そういうふうな内容の文書が出されまして、今、4月から一斉に値上げ、3月から値上げされたのもあります。そういった形で今、弾力的に価格の設定ということを打ち出されていますので、今どんどん値上げがされて、10月1日から消費税が上がったから値上げというふうな形で一斉に値上げが起こらないようにという、徐々にいろんなものが値上がっていくというのが今起こっている現状ではないかと思えます。事前に値上げをして国民を欺こうとする本当に政府と経団連の姑息な手法が今広がっているのではないかと思えます。

今、安倍政権によってアベノミクスによって本当に国民の生活が改善されたかのように言い続けていますが、この10月からの増税を行うということに対しまして、増税の根拠は勤労統計調査というのが基本になって、とにかくどんどん給料が上がっているよ、景気も上がっているとかといって、いろんな形で言っていました。ついに3カ月連続で景気は後退しているということが発表されまして、しかもその統計そのものが、基準が変えられて統計がされて、賃金が上がったようにされているという、そういう統計の根底が崩れているという形にもなっております。

この1月から3月期の法人企業景気予想調査によっても、マイナス13.2%という状況であります。もはや本当に消費税を受け入れられる状況ではありません。先ほど言われ

ました平準化のために、住宅、自動車には軽減と、これはよっぽどたくさんのお金を持っている人というのか、本当に所得200万円ぐらいの非正規雇用の方には全然関係のないような話であります。国会でも安倍首相がそういうふうに、住宅を、マンションを買っていただければ軽減する。そんなの、200万円ぐらいの非正規雇用の方がマンションを買えるかいなという、私も答弁を聞いていてそういうふうに思ったぐらいであります。

また、低所得者に対してのプレミアム付商品券ということをおっしゃいましたが、これも結局、日常の買い物がしっかりできる人は恩恵があるかもわかりませんが、本当に生活保護世帯の方にまで10%が課税されるという、本来かけたらかかん層の人にまで税金を一律にかけていくという関係ですね。

ポイント還元もおっしゃいました。これも、まちの事業者の方にとっては、そういう設備をしない限り、このカードを持ってこられても決済ができない。しかも、そのカードを持ってこられて、現金が入ってこないから、現金商売のところでは資金の回転ができない、3カ月後にしか振り込まれないとかいうふうな形で、本当にしかもそれが9カ月でおしまいという、そのために経費を投入せなあかん。投入したら、9カ月が終わった後は、5%の使用料を払っていかんならんという、ポイント還元ができないのにそういうふうなことをしなければならないとか、本当にこれは矛盾だらけでどうしようもないような状況となっています。

幼児の教育、高等教育の無償化と言われましたが、これも本当に実務も大変で、民間の保育園の園長先生がやめてほしいと言われて市長に来られたというぐらい矛盾をはらんでおります。こういうことをやるのではなくて、中止をして、先ほど私が言ったように、税金は富裕層から応分の負担をしていただく。これは本当に全然経費も要りません。ぴっと変えれば、それでつと税金が入ってくるという、経費も何も要らずに5兆円ぐらいの財源を確保できます。ですから、ぜひこれは意見書を上げていていただきたいと思いますので賛成討論といたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第3号について、第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 第6番、岩井智恵子でございます。

意見書第3号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）について反対討論といたします。

補聴器の装具と活用はWHOキャンペーンに難聴が取り上げられ、さらには難聴と認知症の関係のエビデンス、いわゆる根拠等が蓄積されつつある現在、耳鼻咽喉科学会として

推進すべき、社会貢献の中でも喫緊の課題の1つであります。

超高齢社会を迎え、身体障がい者に限らず、広く補聴器を活用することは重要でありますが、補聴器は高額な医療機器であり、装用者、購入者にとって大きな負担となっています。

そこで、政府与党では、平成30年から「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」の活用により医療費控除を受けられるよう制度を創設しました。また、政府与党として、加齢性難聴に限らず、広く難聴対策として早期発見・早期治療に資する予算措置を講じております。新たな加齢性難聴者に補聴器装具購入に対する公的補助制度の創設は、予算規模等を慎重に検討し、対応すべきものとただいま考えられております。

よって、意見書第3号に対しまして、反対討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、第14番、野並享子議員。

野並議員。

○14番（野並享子君） 意見書第3号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）について賛成討論を行います。

長寿社会と言われる今日では、80代、90代になると9割は補聴器が必要な聴力になっていると言われております。一般に補聴器は3万から20万円と高く、購入するのをためらったり見送る方がたくさんおられます。欧米では補聴器購入に対する補助制度があり、難聴者の補聴器使用率はイギリスでは42.4%、ドイツでは34.9%、アメリカでは30.2%であり、一部の自治体を除いて補助制度がないこの日本では、13.5%と半分以下となっています。日本には障害者総合支援法に基づいて高度重度難聴者への補装具支給制度による支給がされているものの、その対象者はごくわずかであり、対象者であっても9割は自費ということになっています。そこで欧米などで実施されている公的補助が必要であろうかと考えます。

また、高齢の方々が補聴器を使うことで、生活の質を落とすことなく認知症の予防にもなり、健康寿命も延びるとされています。高齢者が元気に暮らすことによって医療費の抑制にもつながり、誰もが高齢者に向かうこの社会の中で、こうした加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の創設というのは多くの高齢者から待望されています。

今、医療費控除が適用されるようになったとかおっしゃいましたが、しかし、最初の20万円ぐらいのお金は払わなくてはならない。その後ですよ、医療費控除というのは。

それならば、本当にそれが最初から補助される制度というものが必要であろうかと思いません。

やはりそういったところで、予算措置とか財政がとかいうことをおっしゃいますけど、やっぱり税金の使い方だと思います。要らない日本は専守防衛と言っているのに攻撃型の戦闘機を147機も買うというような、ああいうことをやりながらお金がないとは言わさんでというのが私らの思いであります。お金がないのではなくて、使い方の問題だと思いますので、議員各位の賛同をお願いいたしまして討論いたします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第6号について、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 学童保育の「従うべき基準」の参酌化に反対する意見書（案）に対して反対討論をいたします。

学童保育などの職員配置や資格については、先ほどの趣旨説明にもありましたように、これまで「従うべき基準」として全国一律のルールが設けられておりました。これに対して、待機児童解消に取り組む全国知事会、全国市長会、全国町村会から基準を満たす人材の確保が難しく、取り組みの妨げになっているとの要望が国へ寄せられた経緯がございます。

この地方からの要望を受け、児童福祉法の改正案において、「従うべき基準」を「参酌すべき基準」と改めることで、市町村が条例で職員配置数を定めることができる規定となっております。少子高齢化が進み、さまざまな分野で人材が不足する一方、少子化対策のためにも、さまざまな待機児童問題への取り組みの重要度は増しております。むやみにこれまでの基準に拘泥するのではなく、児童の安全など本来目的とすること、つまり、守るべきものと、これを達成するための手段を今一度明確にした上で、柔軟な発想で対応することが重要であります。今次の改正はまさに柔軟な発想で、手段を変えることで目的を守ろうとするもので、妥当な改正と言えます。

以上のことから、学童保育の「従うべき基準」の参酌化に反対する意見書（案）に対して反対の討論をいたします。ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

意見書第6号の学童保育の「従うべき基準」の参酌化に反対する意見書に対して、賛成の立場から討論いたします。

学童保育は放課後の子どもたちの健全育成のため進められました。全国ばらばらの基準のため、厚生労働省は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準として省令化がされ、1単位40人以下、専用面積は児童1人に対して1.65平方メートル、開所日は250日以上、指導員は2名以上と明記されています。そして、委託事業として、市から委託を受けて、野洲市では社会福祉協議会に委託し運営されています。

全国運営基準の「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に変えようとしているのが5条の支援の目的、9条の設備、10条の集団の規模、18条の開所日日数と開所時間です。その他、災害対策、虐待等の禁止、衛生管理、秘密保持、苦情の対応、保護者との連絡、事故発生時の対応などが「参酌すべき基準」となっており、学童保育を運営する方々から不安の声が上がっています。

都会では待機児童が多く、施設も指導員も足りないということで、この解消のために規制緩和が求められた結果です。待機児童が10人以上いる地域では、4人以上の児童を対象に、児童館や塾、スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用した居場所を提供するために補助基準額99万8,000円の3分の1の補助が出されています。大きく形態が変わろうとしており、このような従うべき基準を参酌化することは問題であります。

こうした参酌化によって、今全国で園児の事故等も起こっています、そういう現実を見ると、やっぱり国において学童保育の従うべき基準を堅持し、これを緩和・参酌することに意見書をくみ上げていくことが今重要と考えます。

以上、賛成討論とします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号根底が崩れた消費税増税は中止することを求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第1号は否決されました。

次に、意見書第2号児童虐待防止対策の充実を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第3号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第3号は否決されました。

次に、意見書第4号妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第5号辺野古新基地建設工事中の中止を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第5号は否決されました。

次に、意見書第6号学童保育の「従うべき基準」の参酌化に反対する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第6号は否決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。



なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。

再開時刻を午後４時２０分といたします。

(午後３時５７分 休憩)

(午後４時２０分 再開)

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

次に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市長（山仲善彰君） 平成３１年第２回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る２月２７日から本日に至りますまで２４日間でした。平成３１年度当初予算をはじめ、多くの重要案件につきまして、慎重にご審議の上、野洲市都市計画税条例を除き、お認めをいただき、誠にありがとうございました。

本定例会の代表質問、一般質問、また、議案質疑を通じまして、野洲市民病院整備事業、河川施策、健康福祉施策、教育施策、観光施策など、さまざまな市民に関わる重要な分野における施策に対しまして貴重なご意見やご提案をいただき誠にありがとうございました。これらを真摯かつ建設的に受けとめ、今後の野洲の元気と安心を伸ばすまちづくりに生かしてまいります。また、お認めいただきました新年度予算に基づき、市民の皆様、また職員と力を合わせて野洲の元気と安心を伸ばす取り組みを一層進めてまいります。

特に、重点事業といたしましては、今年７月から現野洲病院の施設、設備を利用する市立病院開設と２０２１年の新病院の開院に向けて体制整備、建設費に係る支援業務を進めてまいります。

また、老朽化が著しい中主小学校及び野洲北中学校の施設整備を引き続き進め、篠原こどもの家増築工事、２０２０年４月の余熱利用施設開業に向け、施設整備、運営事業に係る建設を民間事業者において進めてまいります。

その他、継続事業として、国道８号野洲栗東バイパスや県道大津湖南幹線など、道路交通ネットワークの充実、特別支援教育の充実、スクールソーシャルワーカーの配置など、児童生徒の生活環境の問題解決に努めてまいります。

また、コミュニティセンターしのはら大規模改修工事、永原御殿の国史跡指定に向けた調査、イベントでは夏の花火大会と秋のオクトーバーフェストなど、引き続き進めてまい

ります。

さらに、主な新規事業として、野洲市営住宅長寿命化計画に基づき、永原第2団地の建て替え等を進め、市営住宅の長寿命化を図ってまいります。

なお、野洲市都市計画税条例につきましては、既存の都市区域で遅れている都市計画道路、都市公園、雨水幹線などの都市機能を高める基盤整備を進め、今後のまちの一層の発展と安全確保に必要な財源のために提案をいたしました。ここに至るまでの経過は、過去3回都市計画税の導入に係る議論を行っており、また、昨年10月に検討を表明して以降、議会や各種団体での説明、市民懇談会の開催、広報、報道機関への情報提供など、当方といたしましては、丁寧な手続を踏んで進めてまいりました。今回、継続審議となりました。ぜひ議案提案の趣旨をご理解いただき、論点を明確にしてご審議をいただき、これからの野洲の健全なまちづくりに向け、真に市民の皆さんにとってよい結果をお出しいただくようお願いをいたします。

なお、仮に次回、市議会定例会で可決されたといたしましても、既にお伝えしておりますとおり、システム及びデータ整備などの準備期間が必要となりますので、施行は当初より1年遅れることとなります。現行議案どおりの執行は困難であることを申し添えさせていただきます。

最後に、議員の皆様にはご多忙のことと存じますが、ご自愛の上、市民福祉向上と市発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 以上で、平成31年第2回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。（午後4時24分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成31年3月22日

野洲市議会議長                    橋        俊   明

署   名   議   員                    東   郷   克   己

署   名   議   員                    山   崎   敦   志